

**平成 30 年 12 月 4 日 招 集**

**平成 30 年 第 8 回**

**佐 渡 市 議 会 定 例 会 議 案**

**佐 渡 市**

## 目 次

議案第109号	佐渡金銀山ガイダンス施設の設置及び管理に関する条例の制定について	1
議案第110号	佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第111号	佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第112号	新市建設計画の変更について	12
議案第113号	二級河川の指定の変更について	13
議案第114号	損害賠償の額を定めることについて	14
議案第115号	平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について	15
議案第116号	平成30年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	15
議案第117号	平成30年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について	15
議案第118号	平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について	15
議案第119号	平成30年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について	15

議案第109号

佐渡金銀山ガイダンス施設の設置及び管理に関する条例の制定について

佐渡金銀山ガイダンス施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月4日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡金銀山ガイドンス施設の設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 史跡佐渡金銀山遺跡の価値及び魅力をより深く伝えるとともに、地域住民と来訪者の交流の促進に資するため、佐渡金銀山ガイドンス施設（以下「施設」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐渡金銀山ガイドンス施設	佐渡市相川三町目浜町18番地1

### (事業)

第3条 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 史跡佐渡金銀山遺跡及び関連文化財に関する調査・研究に関する事業
- (2) 史跡佐渡金銀山遺跡及び関連文化財の保存及び活用に関する事業
- (3) 史跡佐渡金銀山遺跡及び関連文化財に関わる情報発信及び交流促進に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設設置の目的達成のために必要な事業

### (開館時間)

第4条 施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (休館日)

第5条 施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

### (観覧料)

第6条 施設の展示室に入室する者（以下「観覧者」という。）は、別表第1に定める観覧料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別な展示を行う場合は、その都度市長が定める観覧料を納入させることができる。

(入館の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 施設の設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 他人に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (3) 管理上の指示又は指導に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要があると認めるとき。

(施設使用の許可)

第8条 史跡佐渡金銀山遺跡に関する自主的事業その他市長が認める目的により施設を使用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備、展示品等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

3 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(施設使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、施設設置の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。

- (2) 使用者が、偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 使用者が、前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用者が損害を受けても、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表第2に定める使用料を市長に納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(観覧料等の減免)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第12条 既に納入された観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 施設に入館した者が、施設の建物、設備、展示品等を損傷し、若しくは滅失し、又は汚損して損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条

及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

3 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第15条 前条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条第3号に規定する業務
- (2) 施設の利用の許可に関する業務
- (3) 入館及び施設使用の制限に関する業務
- (4) 施設の建物、設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関し必要な業務

(利用料金)

第16条 第14条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第10条の規定にかかわらず、観覧者又は使用者は、施設の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、利用料金について別表第1又は別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、公益上の理由等あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、観覧者及び使用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

区分	個人	団体 (15人以上)
大人	300円	1人につき250円
小・中学生	150円	1人につき100円

備考 小学生未満は無料とする。

別表第2 (第10条関係)

1 施設使用料

区分	時間	単位	金額	
			通常	営利目的
講堂	1時間	全室	1,000円	2,000円
	1日	全室	7,000円	14,000円
中庭	1日	全面	700円	1,400円
	1日	1小間 (露店)	250円	500円

備考 1 小間の間口及び奥行きは、2メートル以内とする。

2 中庭を全面使用し、かつ、露店の設置を行う場合は、1小間につき別途露店1日分の料金を徴収する。

3 冷暖房を使用する場合は、上記別表の使用料に100分の30を乗じて得た金額を加算する。

4 使用の許可を受けた者が入場料その他これに類似するもの (次表において「入場料等」という。) を徴収する場合は、上記別表の使用料に次の表の割合を乗じて得た金額を加算する。ただし、営利目的で使用する場合を除く。

1人1回当たりの入場料等	加算割合
500円を超え、2,000円以下のとき	10%



2,000円を超え、4,000円以下のとき	20%
4,000円を超え、6,000円以下のとき	30%
6,000円を超えるとき	50%

5 使用料の算定を行う際に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

## 2 附属設備使用料

設備の名称	単位	金額（1日につき）
音響装置	1 式	3,000円
プロジェクター	1 式	1,000円
持込器具用電源	1 口	100円

議案第110号

佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月4日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例

佐渡市公民館条例（平成16年佐渡市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「佐渡市畑野甲533番地」を「佐渡市両津湊198番地」に改める。

第3条第2項の表両津地区公民館の項中「佐渡市梅津2314番地1」を「佐渡市両津湊198番地」に改める。

別表両津地区公民館の部を次のように改める。

両津地区公民館		円
	会議室 1	200
	会議室 2	400
	会議室 3	200
	第1学習室	500
	第2学習室	200
	第3学習室	200
	和室（1室につき）	300

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第111号

佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月4日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例

佐渡市立図書館条例（平成16年佐渡市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項の表佐渡市立両津図書館の項中「佐渡市梅津2314番地1」を「佐渡市両津湊198番地」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第112号

新市建設計画の変更について

新市建設計画の変更について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条第7項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成30年12月4日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

(新市建設計画の変更(抜粋)別紙添付)

議案第113号

二級河川の指定の変更について

新潟県知事から次のとおり二級河川の指定の変更について意見を求められたので、異議がない旨、意見を述べることについて、河川法（昭和39年法律第167号）第5条第5項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

記

水系名	河川名	区 間	
		変更前	変更後
二級河川 西三川川	西三川川	上流端 佐渡郡真野町静平 字深田51番地  下流端 海に至る  延長 6,500m	上流端 佐渡市大小 字赤池1165番  下流端 海に至る  延長 4,400m

平成30年12月4日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第114号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方 新潟県

2 損害賠償の額 619,172 円

3 事故の概要

(1) 事故発生日 平成30年4月26日 午前9時20分頃

(2) 事故の発生場所 佐渡市窪田地内

(3) 事故の状況 市所有のマイクロバスが、信号待ちから発車する際、前方不注意により相手方車両に追突し、損傷させたもの

過失割合 佐渡市 100%  
相手方 0%

平成30年12月4日 提出

佐渡市長

三浦 基裕



- 議案第115号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第116号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第117号 平成30年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第118号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第119号 平成30年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について  
（予算書別紙添付）

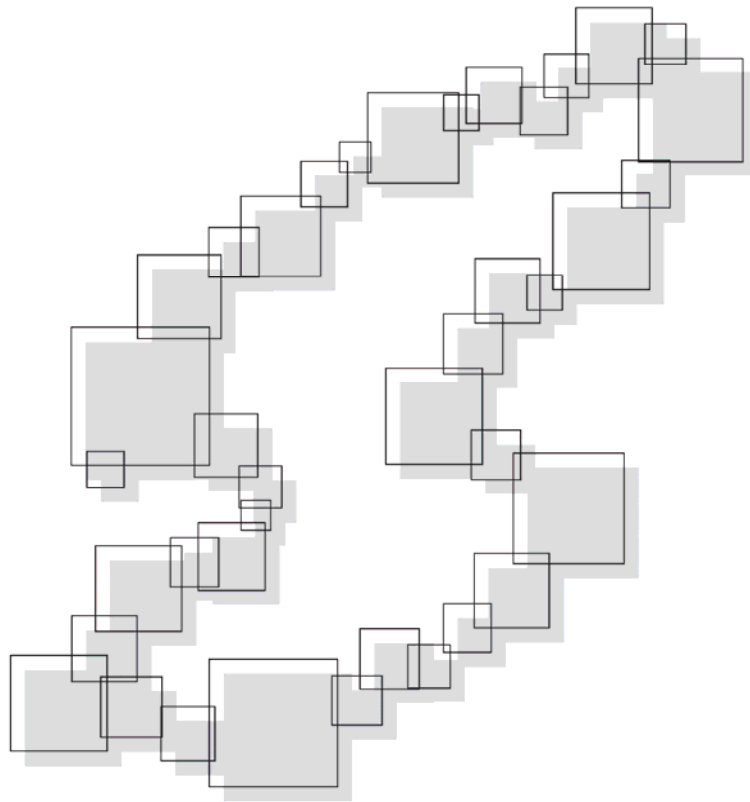
再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

抜 粋  
(変更箇所下線\_\_表示)

豊かな自然、薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり

# 新市建設計画



平成30年12月変更(案)



## 序章 計画策定の方針

### 1. 計画の趣旨

- 本計画は、両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町及び赤泊村の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、10市町村の速やかな一体化を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上を図ります。
- 新市の進むべき方向についての、より詳細かつ具体的内容については、新市において作成する基本構想、基本計画及び実施計画に委ねるものとします。

### 2. 計画の構成

- 本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

### 3. 計画の期間

- 本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成16年度から2023年度までの20年間に係るものとし、平成16年度から平成20年度までの5年間の前期計画、平成21年度から平成25年度までの5年間の後期計画、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画期間延長後、平成31年度（2019年度）から2023年度までの5年間の計画期間再延長後の計画とします。
- 具体的施策については、前期計画分の概算事業費を明示し、後期計画の具体的施策及び概算事業費並びに財政計画については、適正な時期に見直しを行うものとします。

### 4. 行財政運営の方針

- 新市建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。
- 新市建設計画の基本方針を実現するための主要事業については、その大綱を定めるものとします。
- 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激に変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域のバランス、財政事情等を考慮しながら、逐次整備していくものとします。
- 新市の財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう、健全な財政運営に努めるものとします。

## 第7章 財政計画

財政計画は、当初新市の10年間の財政運営について、歳入・歳出を科目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢等を勘案しながら推計し、合併後の変動要因を加味して普通会計ベースで作成しました。その後、新市建設計画の期間を5年間延長し、平成26年度から平成30年度までを新たに作成しました。さらに、新市建設計画の期間を5年間再延長するにあたり、平成31年度（2019年度）から2023年度までを新たに作成したものです。

なお、平成16年度から平成29年度までは決算額であり、平成30年度は当初予算額、平成31年度（2019年度）から2023年度までは以下のとおり算定しています。

### 平成31年度（2019年度）からの主な推計の概要

#### <歳入>

##### （1）市税

将来推計人口による納税所得者の減少や固定資産税の評価替えにより、2021年度以降、市税の減少が見込まれますが、自主財源確保の観点から、滞納対策の強化や収納率の向上の取り組みにより、年次的に推移していくよう推計しています。

##### （2）地方交付税

普通交付税については、今後の政治経済情勢等により大きく変動することが想定され、的確に見積もることは困難ですが、基本的に現行の制度が存続するものとして推計しています。

基準財政需要額については、平成31年度（2019年度）で終了する段階的縮減を勘案するとともに、地方財政計画において、地方の一般財源総額の同水準を確保することとした平成22年度以降の一本算定における基準財政需要額の推移について、市町村合併による行政区域の広域化による算定見直しがなかった場合の影響額を見込んでいます。

また、将来推計人口をもとに2020年度国勢調査の人口減少による影響額を見込んでいます。

##### （3）国庫支出金・県支出金

現行制度が継続するものとして推計し、過去の推移等を勘案して試算して

います。

(4) 各種交付金

地方消費税交付金は、2019年10月1日から10%へ引き上げられることを前提に試算しています。その他の交付金等は、過去の決算額等の推移をもとに試算しています。

(5) 繰入金

各基金は積み上げにより計上し、財政調整基金については、計画最終年度の基金残高を標準財政規模の10%以上を目安に、計画的に取り崩すよう試算しています。

(6) 市債

合併特例債事業の市債発行額は、予定事業を勘案して試算しています。  
普通建設事業費の市債発行額は、近年の動向を勘案して試算しています。  
臨時財政対策債は、現行制度が継続するものとして推計し、平成31年度(2019年度)から一本算定となることや過去の推移をもとに試算しています。

(7) その他の歳入科目

過去の決算額等の推移をもとに試算しています。

<歳出>

(1) 人件費

類似団体以下となるよう削減していくことで、予算から見た適正な総額となるよう給与等の抑制を行うこととして試算しています。

(2) 物件費

行政改革と連携した事務事業の見直しにより、物件費を段階的に削減していくよう試算しています。

(3) 維持補修費

公共施設の老朽化に伴う維持補修費が増加するものとして試算しています。

(4) 扶助費

将来推計人口では、高齢者人口をはじめ、年少人口や生産労働人口の減少が推測されますが、社会保障財源の増加動向を勘案し試算しています。

(5) 補助費等

類似団体の予算規模に近づけるよう、補助費等の抑制を図ることとして試算しています。

(6) 公債費

発行済み及び今後、発行が見込まれる市債の元利償還金を計上し試算しています。

(7) 積立金

各基金は積み上げにより計上し、財政調整基金は基金利子と繰越金の2分の1の額を計上することとして試算しています。

(8) 繰出金

各特別会計において試算した繰出金の積み上げにより試算しています。

(9) 普通建設事業費

建設計画に登載されている合併特例債事業を計画的に実施し、その他の事業費については、類似団体の予算規模を確保するよう試算しています。

(10) その他の歳出科目

過去の決算額等の推移を基本としつつ、投資、貸付金については積み上げにより試算しています。

# 議案第 115号

## 《平成30年度 佐渡市一般会計補正予算（第5号）概要》

### 1. 補正予算について

- ・国の補正予算（第1号）に伴う小学校空調設備整備事業の経費を計上
- ・工事発注時期の平準化に係る債務負担行為を設定
- ・その他の経費については、9月補正予算編成後の事由による緊急性等、必要な経費について計上

### 2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	46,211,532
補正額	763,269
累計予算額	46,974,801

### 3. 主な財源内訳

（単位：千円）

国・県支出金	108,294
繰入金	460,375
市債	167,000

### 4. 主な補正項目

（単位：千円）

#### ○小学校空調設備整備事業【学校教育課】

補正額：658,740

（事業内容）

・国の補正予算（第1号）に伴う小学校空調設備整備事業		
小学校 21校、146教室		
設計業務委託料	31,223千円	
施設改修工事	627,517千円	

#### ○工事発注時期の平準化事業（債務負担行為）

（事業内容）

平成31年度実施予定の単独工事費等の一部について、前倒して年度内に発注することにより、公共工事の発注時期の平準化に取り組む

##### 【農林水産課】

林道維持管理事業	4箇所	19,000千円
林道整備事業	1箇所	2,500千円
漁港施設管理事業	1箇所	7,000千円

##### 【建設課】

道路橋りょう維持補修事業	1箇所	5,000千円
道路橋りょう改良舗装事業	1箇所	47,000千円
河川改修事業	2箇所	18,000千円

合計 10箇所 98,500千円



○児童館・学童保育整備事業【子ども若者課】

補正額： 1,582

(事業内容)

・ 佐和田児童クラブ整備計画の変更に伴う設計業務委託の増額 設計監理業務委託料の増	1,582 千円
--	----------

○農業一般経費【農業政策課】

補正額： 50

(事業内容)

・ 平成 30 年異常気象被害等復旧支援資金保証料補助金 平成 30 年における豪雪、暴風、猛暑、渇水、台風等による農畜産物の被害への支援として、平成 30 年災害等復旧支援資金借入に対する保証料への補助	
期 間：平成 30 年度～平成 35 年度	
金 額：1,221 千円（融資総額 162,737 千円、保証料率 0.25%）	
平成 30 年度	50 千円
平成 31 年度～平成 35 年度	1,171 千円（債務負担行為）

# 議案第 1 1 6 号

## 《平成 3 0 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)概要》

### 1 補正予算について

- ・ 保険給付費の増額を計上
- ・ 地域支援事業費の増額を計上

2 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	8,937,631
補正額	193,396
累計予算額	9,131,027

3 財源内訳	(単位：千円)
国庫支出金	24,328
支払基金交付金	52,573
県支出金	30,776
繰入金	85,680
諸収入	39

4 補正内容	(単位：千円)
・ 保険給付費	185,000
・ 地域支援事業費	8,396

# 議案第 1 1 7 号

## 《平成 3 0 年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第 2 号）概要》

### 1. 補正予算について

- ・ 下水道管理費の減額を計上
- ・ 下水道建設費の増額を計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	3,495,205
補正額	<u>△44,000</u>
累計予算額	3,451,205

3. 財源内訳	(単位：千円)
一般会計繰入金	△44,000

4. 補正内容	(単位：千円)
○下水道管理費	
・ 施設維持管理委託料の減額	△52,000
○下水道建設事業	
・ 汚水管渠工事の増額	8,000

議案第 1 1 8 号

≪平成30年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第2号)概要≫

1. 補正予算について

- ・介護サービス費の増額を計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	583,206
補正額	4,723
累計予算額	587,929

3. 財源内容	(単位：千円)
一般会計繰入金	4,723

4. 補正内容	(単位：千円)
○介護老人保健施設費	
・介護サービス費	4,723

議案第 1 1 9 号

《平成 3 0 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 2 号）概要》

1. 補正予算について

資本的収入 ・ 工事負担金の増額を計上

資本的支出 ・ 建設改良費の増額を計上

・ 佐和田地区市道関連（六右衛門橋工区）仮設水管橋工事に係る債務負担行為を設定

2. 予算規模（資本的収支）

（単位：千円）

	収入	補正前の額	1,691,395	支出	補正前の額	2,387,951
		補正額	600		補正額	10,000
		累計予算額	1,691,995		累計予算額	2,397,951

3. 財源内訳（資本的収支）

（単位：千円）

・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当	9,400
---------------------	-------

4. 補正内容

資本的収入

工事負担金	600 千円
・ 工事負担金：水道管工事負担金の増額	600 千円

資本的支出

建設改良費	10,000 千円
・ 施設改良費：工事請負費の増額	10,000 千円

債務負担行為の設定

事業内容：市道関連仮設水管橋工事に係る一連の工事  
（仮設水管橋の撤去、鋼材等のレンタル）

期 間：平成 3 1 年度～平成 3 3 年度

金 額：15,000 千円